

○青山総務課長 定刻になりましたので、会議を始めたいと思います。

本日は、加藤委員と大滝委員が御欠席でございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、熊澤委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○熊澤委員長代理 それでは、ただいまから第122回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は4つです。

議題1「日本学生支援機構の全項目評価書について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 番号法等により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、原則として特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。また、重要な変更を加えようとするときも同様とされています。

独立行政法人日本学生支援機構が実施する「独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務」については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、令和元年10月4日付学支総計第37号にて、日本学生支援機構から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されましたので、評価書の内容について事務局より概要を説明いたします。

あわせて今回、日本学生支援機構の評価書については、給付奨学金制度の拡充・変更など、リスク対策に大きな変更を伴わないものですので、並行して事務局で評価書について審査を進めてまいりました。

概要説明に続き、指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性、妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

○事務局 それでは、まず資料1-1に基づいて、全項目評価書の概要説明をさせていただきます。

評価対象の事務の概要ですが、日本学生支援機構において、奨学金の貸与及び支給事業に個人番号を利用しており、業務の目的に応じて情報提供ネットワークシステムを通じて、市町村等から地方税情報等の特定個人情報を取得しています。

今回、機構が実施する給付奨学金制度の拡充・変更と災害発生時のデータ流出等の事態を防ぐための記録媒体の保管及び輸送業務の委託の追加によるリスク対策の変更があり、評価を再実施いたしました。評価書には、それぞれに対応した記載内容の修正・追記が行われております。

はじめに、給付奨学金制度の拡充・変更に伴う修正として、記載された主な内容について、55ページ中段の給付奨学金（予約採用・在学採用）の段落を御覧ください。給付奨学金に、大学等への進学後に申し込みを受け付け決定する在学採用が追加され、生計維持者だけでなく、奨学生の収入状況等に係る特定個人情報も確認すること、確認した収入状況

等によって改めて支給額を判定すること等が記載されております。

次に、記録媒体の保管及び輸送業務の委託の追加によるリスク対策の追記として、記載された主な内容について、25ページ下段の「リスク4 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」の「リスクに対する措置」の内容の4点目の記載を御覧ください。電子記録媒体に保存したバックアップデータは、暗号化した上で、強固なケースに入れて施錠し、防犯装備を備えた車両により複数名で運搬された後、入退管理装置が設置され、限定された者のみが入退室できる委託先の倉庫において保管すること等が追記されております。

評価書の概要説明については以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による審査結果の主な内容を説明させていただきます。その上で評価書を審査いただき、承認するかどうかをお伺いいたします。

それでは、資料1-2に基づいて審査表の説明をさせていただきます。

まず、目次でございますが、1ページから3ページ目までの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から、4ページ以降の「学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイル」の項目では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について、適切に記載しているかといった観点から審査を行っております。

事務局において、慎重に確認を行った結果、その記載内容についていずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関の特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、11ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、「奨学金申込者等から生計維持者等の関係者の個人番号の入手に係るリスク対策」について、「奨学金申込者に対してマニュアル等の配布を行うことなどにより、個人番号の適切な取扱いについて周知すること。また、学校の事務担当者に対しても研修会を実施すること」等が、75番では、「記録媒体の輸送及び保管の委託に係るリスク対策」について、「保存したデータを暗号化した上で、強固なケースに入れて施錠して運搬すること。入退管理装置が設置され、限定された者のみが入退室できる委託先の倉庫において保管すること」等がそれぞれ具体的に記載されており、「問題は認められない」としております。

12ページ上段の総評を御覧ください。これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」、または「該当なし」となりましたので、総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の個人情報保護委員会による審査記載事項を御覧ください。

審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。

(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価

書に記載されているとおり、確実に実行する必要があること。

(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること。

(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であると記載しております。

審査結果の主な内容の御説明は以上です。なお、本日の委員会で御承認をいただければ、日本学生支援機構に対して、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いします。よろしいでしょうか。

特に御質問、御意見がないようですので、評価書を承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊澤委員長代理 それでは、日本学生支援機構の全項目評価書を承認することといたします。

事務局においては、本日の承認を踏まえ、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう引き続き必要な手続を進めてください。よろしくをお願いします。

次に、議題2「マイナンバーガイドラインの改正案に関する意見募集について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、議題2について御説明させていただきます。

資料2-1を御覧ください。

昨今、個人番号利用事務を受託していた事業者が、最初の委託者の許諾を得ずに同事務を再委託した事案が判明しております。こういった事案の発生、また、各種説明会、立入検査等々における問合せ内容を踏まえまして、今回、最初の委託者の許諾を得ていない再委託に関連して、番号法違反と判断され得る事例を改めて明確化する必要があると考えており、マイナンバーガイドラインの事業者編及び行政機関等・地方公共団体等編を改正したいと考えてございます。

主な改正内容については、資料2-1の下段に記載しておりますけれども、再委託、特定個人情報の提供制限、そして、収集制限の3点を考えております。

具体的な改正案については、事業者編の新旧対照表を基に御説明させていただければと思いますので、資料2-2を御覧ください。

まず、2ページですけれども、こちらは再委託に関して記載している箇所でございます。本文において、個人番号関係事務等の「委託を受けた者」は、その事務の最初の委託者の許諾を得た場合に限り、その事務を再委託することができるという旨を記載しております。今回、こちらに具体的な事例を追加させていただければと考えており、「委託を受けた者」が番号法第10条に違反して、最初の委託者の許諾を得ずに再委託した場合、「委

託を受けた者」は同法第19条（提供制限）にも違反することとなり、また、当該再委託を受けた側も、同法第15条（提供の求め制限）及び第20条（収集・保管制限）に違反すると判断される可能性があるため、留意する必要がある旨を記載したいと考えております。

4 ページを御覧いただければと思います。こちらは、提供制限に関して記載している箇所ございまして、特定個人情報の提供が認められる場合として、委託、合併に伴う提供を挙げている箇所ですけれども、こちらにも具体的な事例を追加させていただければと考えておりまして、内容として、個人番号関係事務等の委託を受けた者が番号法第10条に違反して、最初の委託者の許諾を得ずに再委託した場合、当該再委託に伴う特定個人情報の提供は同法第19条第5号の提供に該当しないため、提供制限にも違反するという旨を記載してはどうかと考えております。

7 ページを御覧いただければと思いますが、こちらは、収集制限について記載している箇所ございまして、再委託を受ける側が関わる箇所でございます。こちらの本文においては、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合以外で特定個人情報を収集した場合、番号法に違反するという旨を記載しておりますけれども、こちらにも具体的な事例を追加させていただければと考えております。

まず、事例の第1パラグラフのところは、これまでの繰り返しですけれども、番号法第10条に違反する再委託に伴って特定個人情報を提供した場合、同法第19条各号のいずれにも該当しない旨を記載してございます。

続いて、その結果として、最初の委託者の許諾を得ていることを確認せずに個人番号関係事務等の再委託を受け、結果として、最初の委託者の許諾を得ていない再委託に伴って特定個人情報を収集した場合、番号法違反と判断される可能性がある」と明記しております。

ただし書としまして、例えば、個人番号を取り扱う委託業務であることが明らかでないなど、当該再委託が個人番号関係事務等の再委託に該当することを認識できない状況で再委託が行われた場合、一般に、特定個人情報を収集したとは解されないとしております。

主な改正の内容は以上でございまして、行政機関等・地方公共団体等編についても同様の改正を行うことを考えております。

今回、本改正案について御承認いただきましたら、速やかに意見募集手続に付させていただきますと考えております。

御説明は以上でございます。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見を申し上げます。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見が無いようですので、この改正案で意見募集を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○熊澤委員長代理 それでは、事務局において所要の手続を進めてください。

次からの議題は、検査関係者以外の方は退席願います。

○熊澤委員長代理 次に、議題3「監視・監督について①」、事務局から報告をお願いします。

(内容については、非公表)

それでは、原案のとおり決定いたします。なお、本議題については資料を非公開としますが、報道発表資料において指導の事実を公表し、注意喚起を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊澤委員長代理 それでは、そのように取り扱います。

次に、議題4「監視・監督について②」について、事務局から報告をお願いします。

(内容については、非公表)

本議題の資料については非公表といたします。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、非公表の資料以外は準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊澤委員長代理 それでは、そのように取り扱います。

本日の会議は閉会といたします。事務局から今後の予定を説明願います。

○青山総務課長 次回の委員会は、10月25日金曜日の14時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。

本日は、誠にありがとうございました。